

発委第6号

日出町議会ハラスメント防止条例の制定について

日出町議会ハラスメント防止条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 池田淳子

理由

議員による町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントの防止等について定める必要があるので提出する。

## 日出町議会ハラスメント防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職務環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、その者の職務環境を害する行為をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手の性別、性自認又は性的指向を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為により、その者の職務環境を害する行為をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に起因することにより勤務することができないこと等を理由とする言動又は制度若しくはその措置の利用に関する言動により、その者の職務環境を害する行為をいう。
- (4) その他のハラスメント 誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

### (議員の責務)

第3条 議員は、町政に携わる権能及び日出町議会基本条例（平成27年日出町条例第49号）第3条に規定する議員の責務を自覚し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、職務環境を害するものであること並びに職員及び議員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員及び議員の人格を尊重した活動をしなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントの疑いがあると指摘されたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

(研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(ハラスメント相談員の設置)

第5条 議員によるハラスメントに関し、職員及び議員からの相談、苦情又は通報に対応するためにハラスメント相談員を置く。

- 2 ハラスメント相談員は、前項の相談、苦情又は通報に関し必要な調査を行い、当該ハラスメントに起因する問題の事実関係の確認及び当該相談・苦情に係る当事者に対する助言、指導等を行うものとする。
- 3 ハラスメント相談員は、事案の内容、状況等から次条第1項の日出町議会ハラスメント対策審議会による調査審議が必要であると判断したときは、議長に対し、当該審議会に諮問することを請求することができる。
- 4 議長は、前項の規定による請求があったときは、次条第1項の日出町議会ハラスメント対策審議会に諮問しなければならない。

(日出町議会ハラスメント対策審議会)

第6条 議員によるハラスメントに関する苦情について適切に対応するため、日出町議会ハラスメント対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査審議に関する事項
  - (2) ハラスメントに起因する問題に係る対応に関する事項

(3) ハラスメントの防止に関する事項

(4) その他ハラスメントに関し審議会が必要と認める事項

- 3 審議会は、調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。
- 4 審議会は、委員3人をもって組織する。
- 5 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、ハラスメントに関して優れた識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。
- 6 委員は、第3項の規定により審議会が廃止されるときは、解任されるものとする。
- 7 審議会は、調査審議に当たり、必要に応じて関係者に対して聴取することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(公表)

第7条 議長は、審議会から答申によりハラスメントに起因する問題の存在を認定された場合は、その旨を公表するものとする。

(議長職務の代行)

第8条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(個人情報の取扱い)

第9条 議員、ハラスメント相談員、審議会の委員その他関係者は、相談、苦情又は通報を行った職員及び当事者の個人情報に十分配慮しなければならない。

- 2 議員、ハラスメント相談員、審議会の委員その他関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 特別職職員ハラスメント対策審議会委員の項の次に次のように加える。

日出町議会ハラスメント対策審議会委員	日 15,000円
--------------------	-----------